



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 37(1), 117-119
Issue Date	1986-06-05
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16521
Type	other
File Information	37(1)_p117-119.pdf



北海道大学法学部法学会記事

○昭和六〇年七月二十六日(金)午後一時半より

「法人類学の固有性と理論的可能性」

報告者

北構太郎氏

(北海道大学文学部北方文化施設)

報告は、報告者の論稿、「秩序のレトリックと社会認識—アイヌ文化の法人類学的分析」栗本慎一郎編著『法社会学研究』(三嶺書房 一九八五)所収、および、「社会と秩序性—法人類学の視点より」日本法社会学会編『法社会学』三八号(有斐閣 一九八六)によりながら行われた。詳細は、両論稿を参照願いたい(文責 小川浩三)。

○昭和六〇年十一月一日(金)午後三時より

「議会主義なき政党政治—近代日本における立憲政治の特質」

報告者

坂野潤治氏

(東京大学)

明治憲法は、天皇大権の一部について大臣の輔翼を認める一方、議会に対しては制約つきの予算審議権等限られた権能を付与するに留まっていた。加えて官僚の側では、素人の公選議員による「衆議」に対する軽蔑が一貫して存在していた。(「超然主義」)。

従って、議会に参加した政党は、一方で、予算審議を梃子に、内閣の分有、政党内閣実現の方向をめざすとともに、他方で素人政治家蔑視を克服する方途として、専門官僚の吸収に務めた。

これに対し、藩閥勢力の側も高級官僚を卒いて政党結成の拳に出た(「立憲同志会」)から、結局、議会、政党内部での専門家の育成は妨まれ、むしろ明治末期の高級官僚が政党化することを通じて、二大政党による政党政治が確立したのである。

大正デモクラシー以後の政党内閣の理論的支柱は吉野作造の「強い内閣」論と美濃部達吉の憲法学説であったが、両者とも内閣の意味付けとその強化に強い関心を持った反面、議会の役割評価に関しては消極的であった。その結果、一旦政党が内閣から議会に押し戻されると、両者の学説によって政党政治を支えることは困難になった。

五・一五事件以後、重要な争点をなす外交・国防問題に対して内閣の座を追われた政党が、結局何らの影響力も及ぼしえず、ついに凋落の道をたどつたのも、政党内閣期において、政党人・知識人らによつて議會権限の強化・拡大の努力がなされなかつたこと、つまりは議會主義なき政党政治にとどまつたことが、関して大きかつたのである。

○昭和六〇年一月二〇日(水)午後二時—五時半

「フランスにおける違憲審査の制度と動向」

報告者 パトリス・ジェラル

(オート・ノルマンジー大学ルアン法経学部長)

通 訳

深瀬忠一

坪井善明

出席者

二〇名

Patrice GÉLARD 教授は、フランスにおける中堅の憲法学者・ソ連法学の実力者として、また国際憲法学会の企画委員長等として、精力的に活躍しているが、一九八六年一月来日、東京、京都、札幌(一月一九—二二日滞在)で、講演会を行なう等、日仏交流を進めた。

本講演は、憲法院の成立の背景、制度の構成、権限、提訴権

およびその判例の動向が、当初の「議會に対する番犬」の役割から、一九七一年の判決以来「市民の基本権と自由の擁護者」のそれに転換、一九七四年の憲法改正以降は多数派の権力濫用に対する「議會少数派の保護」のそれに進化してきたあとを、簡潔明快に解説したものである。同じ講演(タイプ、テキスト同一)が、一月二八日東大法学部でも行なわれ、その全訳(伊藤洋一訳)、および質疑応答の要約が「ジュリスト」八五六(一九八六年三月一五日)号、一〇五一—一頁に掲載されているので、重複は避ける。憲法院の現在の機能の実績に対する同教授の評価は、「きわめて満足のゆくものと、高い。

本講演後、質疑応答において、種々、率直な新情報がえられて有益だった。○憲法院が裁判機関だと解するため(判決の既判力のほか)対審構造が要件となっているかについて、手続形式上それは要件になっていないが、実質上は、対立当事者の書面意見の提出(相反する立場の法学部教授等の意見がきかれる)、國務院での手続と同様の報告者の報告にもとづく審議、國務院の構成員の協力等があり、相異なる見解が考慮・審議されている。○審理期間はたしかに短かく、平均年齢七五才の判事には酷な忙しさであるが、逆に、國務院が判決までの慎重審理に四年位かかるようなことでは、立法を麻痺させるので採りえ

ない。○憲法院判事の選任については制度上なんらの制約もない裁量によつてゐるが、實際上人選はうまくいつてゐる。ワリーヌ、リュシエール、ヴェルなど（大統領、国民議會・元老院議長が、政治的立場（多数）を異にし、かつ政権交替がある制度的・政治的背景があろう―筆者）。○国有化違憲判決のおかげで、私自身株をもつていたが得をした。一七八九年人權宣言一七条の「事前の正当な補償」原則が根拠。また、大学における教授を助教師や助手を混合した単一選挙人名簿を「共和国の法律の基本原則」に反するから違憲としたことは、教授にとつては有難いことだが、憲法改正をしなければ大學教授の地位を左右できないというのはやや行過ぎだろう。○それは「憲法プロック」の内容として、憲法院の解釈を変更すればよいのでは？。然り、解釈について憲法院は「主権的」だから変更できる。等々。

同教授の他の講演記、紹介について、樋口陽一訳・解説「『政權交替』と『共存』をめぐる憲法論上の諸問題」法律時報一九八六年二月号、竹内康江訳「フランスの地方分権」自治研究六二巻三号、参照。また、憲法院については、本誌三六巻五一六号所収の、深瀬「フランス第五共和制憲法の多角的・総合的検討について」中、とくにフィリップ、ファヴォール論文参照。なお、既印刷のB・ジャンノー教授の講演と対比すると面白い。